

ベルギー王国 (Kingdom of Belgium)

通信

I 監督機関等

1 経済・中小企業・自営業者・エネルギー省 (FPS Economy, SMEs, Self-employed and Energy)

Tel. : +32 800 120 33

URL : <http://economie.fgov.be/>

所在地 : City Atrium C Vooruitgangstraat 50 / Rue du Progrès, 50 1210 Brussels, BELGIUM

幹部 : Alexander De Croo (発展協力・デジタル・アジェンダ、電気通信・郵便担当大臣 / Minister for Development Cooperation, Digital Agenda, Post & Telecommunications)

所掌事務

同省の電気通信・情報社会総局が、情報社会、情報通信開発及び電気通信市場での競争環境維持、消費者保護、セキュリティ維持にかかわる政策策定を所掌している。

2 ベルギー郵便電気通信庁 (Belgian Institute for Postal services and Telecommunications : BIPT)

Tel. : +32 2 226 88 887

URL : <http://www.bipt.be/>

所在地 : Ellipse Building-Bâtiment C, Boulevard du Roi Albert II 35 - 1030 Brussels, BELGIUM

幹部 : Jack Hamande (委員長 / Chairman)

所掌事務

1993年7月に業務を開始した独立規制機関で、委員長ほか4名の委員により運営され、電気通信、電波及び郵便部門の事業者規制を実施、主に以下を所掌する。

- ・ 電気通信関連法案作成
- ・ 各省庁からの諮問の受付
- ・ EU指令の適用
- ・ 無線・端末機器の認証

- ・ サービス料金規制
- ・ ユニバーサル・サービス管理
- ・ 番号、周波数等の希少資源管理

II 法令

1 会社の改革に関する 1991 年 3 月 21 日の法律 (Act of 21 March 1991 on the reform of certain economic public companies)

BIPT の設立条件、ユニバーサル・サービスや基盤設置の基準等を規定する。

2 電子通信に関する 2005 年 6 月 13 日の法律 (Act of June 2005 electronic communications)

EU「2002 年電子通信規制パッケージ」を反映した電子通信分野の基本法令であり、届出制の採用、相互接続における非差別性、SMP 事業者指定、ユニバーサル・サービス基金の設立条件と事業者指定等の原則を規定している。また周波数管理については第 12 条から第 24 条が規定し、BIPT の所掌事項、周波数割当、周波数譲渡などの条件を定めている。なお、詳細な運用規則については、国王令や担当官庁の省令が規定している。

III 政策動向

1 免許制度

無線を利用しない電子通信網の運用とサービスの提供は、BIPT への事前の届出により可能である。2015 年 10 月現在、固定通信、移動電話、インターネット接続等で届出を完了した事業者数は 1,950 以上に上る。

2 競争促進政策

(1) SMP 事業者規制

BIPT が EU 勧告に従い定期的に電子通信網及びサービスに関する調査分析を実行し、顕著な市場支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者の指定を行う。指定を受けた事業者は、すべての形態で、非差別的な回線開放サービスをコストベースの料金で提供する義務を負う。接続条件及び料金については、BIPT がこれを監査し、特定の事業者に対する不当に不利な条件の押し付けや優遇を阻止する。2008 年 2 月までに、国内固定電話、専用線 (小売) 及びブロードバンド市場で、旧独占事業者ベルガコム (Belgacom) が SMP 事業者指定された。

BIPT は 2009 年から、2007 年末の EU 勧告に示された 7 市場につき、新たな分析を開始した。2013 年 8 月までに、以下の分野で SMP 事業者が指定された。

- ・ 固定電話、ブロードバンド及び専用線 : ベルガコム
- ・ 携帯信号着信 : 既存 3 事業者 (ベルガコム、モビスター (Mobister) 及び

ベース (BASE))

- ・ 放送送信：PMS

固定電話については、2014年9月、BIPTは小売・卸売ともに規制対象から除外すると決定した。一方でブロードバンド及び専用線接続については、2015年2月、ベルガコムに対して卸売料金基準に関する決定が発行された。

また、2015年9月に発表された携帯信号着信のSMP事業者決定案では、既存3社に加え、Join Experience, Lycamobile, Telenet 及び Voxbone のフル MVNO4社への SMP 事業者指定が予告されている。

(2) ローカル・ループ・アンバンドリング

BIPTは2000年12月、EU「ローカル・ループ・アンバンドル規則」の発効とほぼ同時に、ベルガコムに対し加入者回線の非差別的条件での開放と年ごとの料金計画の提出を義務付けた。2007年11月からは、VDSL網についても回線開放とアクセスの提供が義務付けられている。

2014年の回線開放状況は、フルアンバンドルで4万2,000、ラインシェアリングや再販を加えて前年比1万8,000減の19万で、数年間減少傾向にあり、開放回線のブロードバンド市場での活用割合は数%にとどまっている。

3 情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス

BIPTは、ユニバーサル・サービス事業者の義務を、「2005年6月13日の法律」に基づき、以下のように規定している。

- ・ 公衆電話網上での通話
- ・ 受信及び緊急通報（料金支払不能者含む）の確保
- ・ 公衆電話サービス
- ・ 番号案内サービス及びユニバーサル電話帳の編集
- ・ 65歳以上で同居者が60歳以上あるいは未成年のみの加入者及び障がいを持つ人々への通話料金の減免（50%）

ユニバーサル・サービス事業者及びそのサービス期間については、随時省令で定められる。2006年7月からベルガコムがユニバーサル・サービス事業者に指定されている。ユニバーサル・サービス費用については、基金を設定し、指定事業者以外にも上記のサービスを提供する事業者の拠出金によりこれを賄うものとする。拠出金及び交付金の額については、BIPTの調査による事業者の年間売上高及び市場シェアのデータに基づき省令で定められる。

なお、2011年12月、移動体通信事業者には、緊急通報の確保（身体障がい等を有する人々等には、テキストメッセージによる当該の機関への通報手段の保証）が義務付けられ、サービス開発・提供のコストについては、事業者がその有する加入者数に応じて共同で負担すると定められた。

4 ICT 政策

(1) 電子政府

2001 年から、連邦政府と各言語地域政府の協力により、ポータルサイトを通じた電子行政サービス整備が進み、2015 年半ばには、求職や各種税額の算定、払込を中心に 180 を超えるサービスが 24 時間利用可能である。

(2) サイバーセキュリティ

政府は 2014 年 5 月、政府関連ネットワークのサイバー攻撃対応を中心に、サイバーセキュリティ分野に 1,000 万 EUR の予算を配分すると決定した。予算配分の内訳は、①ネットワークの健全性の回復、軍部、警察国家安全保障サービス等の人員で構成されるタスクフォースによる安全性分析に基づくサイバーセキュリティの強化:200 万 EUR、②ベルギー・サイバーセキュリティ・センター(CCB)の設置及び関連省庁の人員確保、あるいは追加投資:800 万 EUR とされている。

5 消費者保護

(1) 契約期間

経済・中小企業・自営業者・エネルギー省は、各種通信サービスパッケージの最低契約期間は 24 か月を超えてはならないと定めている。また消費者は契約期間が明示されたプランへの加入後 6 か月を経由すれば、事業者への通告後 2 か月以内に、無料で解約あるいは他のプランへの乗換手続を実施することが可能である。この規定の順守状況につき 2014 年に実施された調査では、調査対象 13 社のうち 11 社が無料で解約を実施していないとして、BIPT の警告を受けている。

(2) 電子商取引における不正の排除

経済・中小企業・自営業者・エネルギー省はサイト上に電子商取引の安全な利用に関するガイドラインを掲載、違反行為に関する情報提供と苦情受付先へのリンク、苦情申請用紙の配布を実施している。

(3) 料金情報

BIPT は消費者への事業者情報提供の一環として、固定電話、移動電話、インターネットの各分野につき、利用者の希望サービスに関するプランの検索と料金比較表の提示ができるポータル・サービスを実施している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

欧州の市場で流通する無線機器及び電気通信端末機器は、EU「R&TTE 指令 (Directive 1999/5/EC)」の規定に従い、CE マークを取得しなければならない。同指令の国内法規は、「無線・端末機器及び適合認証に関する 2000 年 9 月 26 日の政令 (Royal Decree of 26/09/2000 on radio and terminal equipment and the recognition of their conformity)」である。

V 事業の現状

1 固定電話

PSTN 回線は減少傾向にあり、2014 年末には固定回線全体の 5 割弱の 207 万である。一方でケーブル事業者の運営する IP 電話加入はブロードバンド接続とのバンドル・サービスの伸長とともに増加し、同年末の加入者数は、固定電話全体の 3 割強の 154 万である。PSTN 回線はほぼベルガコム（ブランド名「プロクシムス（Proximus）」）が独占しているが、IP 電話ではケーブル事業者テレネット（Telenet）が 90%以上の加入者シェアを占めている。このため、IP 電話を含めた固定電話全体に占めるプロクシムスのシェアは、ほぼ 100%であった 2000 年代初めに対し、2014 年には 60%強まで減少している。

2 移動体通信

ベルガコム傘下のベルガコム・モバイル（ブランド名「プロクシムス（Proximus）」）、仏オレンジ（Orange）の子会社モビスター、オランダの移動体通信事業者 KPN モバイルの完全子会社ベースの 3 事業者が事業を展開している。

プリペイド・サービスの利用割合は 2013 年末で 53%である。MVNO は 2003 年に解禁され、テレネットをはじめ、約 40 社が既存事業者と提携を結んでいる。2014 年にはフル MVNO のテレネットと Lycamobile の加入者が前年比で 80%以上増加し、この 2 社の合計市場シェアが 13.7%に達した。

既存 3 社はいずれも 3G サービスを実施しており、2015 年 6 月には合計で約 675 万の加入者を得ている。3G サービスの伸長に伴いスマートフォン利用者が急増、2015 年 2 月のスマートフォン普及率は 70%を超えた。

また、LTE 商用サービスは、ベースが 2013 年 10 月、プロクシムスが 2014 年 2 月、モビスターが 2014 年 5 月に開始、2015 年 6 月の加入者数合計は 137 万である。

3 インターネット

固定ブロードバンドの人口カバレッジはほぼ 100%に達し、2014 年末の世帯普及率は 86.4%である。主な接続方法は DSL とケーブルで、2014 年末現在、ケーブルがやや優勢である。回線の高速化は EU 加盟国のトップで、固定ブロードバンド回線の 74%が最高速度 30Mbps 以上、14%が 100Mbps 以上となっている。事業者・接続別シェアは、プロクシムス（DSL）：44.2%、テレネット等ケーブル事業者：51.2%、その他：4.6%である。FTTx サービスも提供されているが、加入者は全体の 0.2%に止まっている。

モバイル・ブロードバンドの普及率は 2014 年末現在 57.5%である。

4 新成長サービス

（1）バンドル・サービス

2005 年からプロクシムスをはじめ大手固定通信事業者は電話（固定又は移動）

+インターネット接続の定額サービスを開始、トリプルプレイ、クアドルプルプレイ・サービスの提供も始まった。これらのバンドル・サービスの利用者は2010年に急増し、2014年末には68.4%の世帯がバンドル・サービスを利用（うちデュアルプレイ：72%、トリプルプレイ：19%、クアドルプルプレイ：6%）している。

（2）IPTV

バンドル・サービスのうち、特に利用が高いのがIPTVを含むパッケージであったが、2014年にはベースがサービスを中止する等、加入者の伸び悩みの兆しが見られた。

代表的なサービスにはプロクシムスの「Proximus TV」があり、2015年6月末には同社のADSLサービス加入者の92%に当たる約169万が利用している。基本パッケージは80チャンネルが視聴可能である。

（3）モバイルテレビ

プロクシムスがIPTVの40チャンネルを、スマートフォン、PCのポータルからストリーミング配信するオプション「TV Partout」を提供している。

VI 運営体

ベルガコム（Belgacom）

Tel. : +32 2 202 82 41

URL : <http://www.belgacom.com/>

幹部 : Dominique Leroy（最高経営責任者／CEO）

概要

1991年3月、ベルギー電信電話公社は「ベルガコム」と改称、2004年3月には株式上場した。2014年3月から、国内サービスのブランド名として、従来携帯サービスで使用してきた「プロクシムス」を用いている。2014年末現在の主要株主は、政府：53.51%、ベルガコム：4.97%。1998年の電気通信市場の自由化後も、電気通信のすべての分野で支配的地位を保っている。

2013年の総売上高は、前年同期比約3%減の61億1,200万EURであった。

放送

I 監督機関等

同国は、北部のフランドル地域（オランダ語共同体）、南部のワロン地域（フランス語共同体）、東部のドイツ語共同体の各政府及び共通言語地域（ブリュッセル）

政府による連邦制をとっている。放送政策の決定や放送関連規制の制定等、放送制度の策定は各言語地域の議会が行う。

放送事業者規制は、「2005年6月27日の欧州委員会指令（EC Directives）」の履行を目的とし、言語地域別に以下の機関が所掌している。

1 フラマン・メディア規制委員会（VRM）——オランダ語地域

URL：<http://www.vlaamseregulatormedia.be/>

所在地：Koning Albert II-laan 20-bus 21, 1000 Brussels, BELGIUM

幹部：Peter Sourbron（委員長／Chairman）

概要

2006年に設置された独立規制機関で、委員長を含む5名の委員が主導する。事業免許の付与、メディア所有規制、法規則違反の裁定と罰則の適用等を所掌する。

2 視聴覚高等評議会（CSA）——フランス語地域

URL：<http://www.csa.be/>

所在地：13, Boulevard de l'Impératrice, 1000 Brussels, BELGIUM

幹部：Dominique Vosters（会長／President）

概要

1997年からフランス語地域の通信規制機関として機能している。政府の放送政策策定に対する諮問機関としての役割も持ち、評議会の構成は、規制担当が4名、諮問担当が4名、政府代表が3名である。諮問会は、約30名の国内の放送事業者代表から成る。

3 メディア評議会（Medienrat）

URL：<http://www.medienrat.be/>

所在地：Gospertstraße 1, 4700 Eupen, BELGIUM

幹部：Oswald Weber（会長／President）

概要

ベルギーのドイツ語圏地域における視聴覚媒体の規制を所掌とする。独自の法人格を有する組織で、Medienratの手続規則は2007年5月にベルギー連邦政府によって承認された。

II 法令

統一的な規定には、「1987年メディア法（1987 Belgian Media Law）」があるが、各言語地域でも個別に制定されている。主なものは以下のとおりである。

- ・ オランダ語地域：「2009年3月27日のラジオ・テレビ放送に関する指令」（通称：「ラジオ・テレビ放送法」。公共放送の位置付け、EU「オーディオ・ビジュアル・メディア・サービス（AVMS）指令」準拠のラジオ・テレビ

サービス規制の枠組みを提示)

- ・ フランス語地域：「無線放送に関する 2003 年 2 月 27 日の政令」（商業放送事業許可の条件、番組放送基準等を規定。2009 年 2 月に「AVMS 指令」に従い改正。また 2012 年 2 月の改正では、電気通信網を介した番組配信に対し、CSA が他の放送媒体と同様の規制を実施する旨を規定)
- ・ ドイツ語地域：「2005 年 6 月 27 日の放送と上映に関する指令」（ドイツ語地域の事業者規制の原則を提示)

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 概要（オランダ語地域、フランス語地域）

商業放送を行うラジオ・テレビ事業者は、事業計画等を規制機関に提出し、法人として認可を受ける義務を有する。

(2) メディア所有規制（オランダ語地域）

「ラジオ・テレビ放送法」は、1 法人が同時に二つ以上のラジオ放送局を所有してはならないと規定している。

2 公共放送関連政策

1960 年に各言語地域に一つの事業者が公共放送機関に指定され、その後、それぞれが数回の組織・名称変更を経て VRT（オランダ語地域）、RTBF（フランス語地域）、BRF（ドイツ語地域）となった。各事業者は、5 年ごとに地方政府と事業運営に関する協約を結んでいる。また、公共放送番組については、国内の衛星あるいはケーブルテレビのプラットフォームで再送信されている。

各公共放送の主な財源は地域政府の交付金である。受信料制度はなく、広告放送、スポンサーシップが認められている。

3 コンテンツ規制

(1) 番組規制

①オランダ語地域

「ラジオ・テレビ放送法」は、テレビ事業者はニュースやスポーツを除く番組放送時間の多くを欧州域内で制作されたオランダ語番組で占め、その 10%以上は事業者とタイアップのない独立制作会社によるものとする規定している。ラジオ事業者については、1 日に 4 回のニュース放送が義務付けられている。

②フランス語地域

「無線放送に関する 2003 年 2 月 27 日の政令」は、商業放送事業者によりテレビで放送される番組の少なくとも 20%をフランス語圏制作の番組とすること、更に放送時間の 10%は放送予定時より 5 年以内に欧州諸国の独立系プロダクションが制作した番組で占めることと規定している。また、同政令はテレビで放送さ

れる音楽番組の少なくとも 4.5%は国内のフランス語地域の出身者により作曲及び編曲、プロデュースされるべきと規定している。

(2) 広告規制

商業テレビ放送事業者の広告放送時間は、オランダ語地域では通常番組で 30分に 1 本以下、テレショッピング番組の放送時間は 15 分以下とされる。フランス語地域では、番組放送時間全体の 20%以下である。なお、オランダ語地域では、公共放送事業者 VRT に対して、ラジオ広告収入は年間 4,090 万 EUR まで、テレビ番組のスポンサーシップからの収入は 450 万 EUR までとされている。フランス語地域では、公共放送事業者の RTBF に対して、広告及びスポンサーシップによる収入が総収入の 30%を超えてはならない、また映画作品の放送については、広告放送を挿入しないと規定されている。また、若年層保護の立場から、子どもの成長に悪影響を与える恐れのある内容の広告や子ども番組でのプロダクト・プレースメントは禁じられている。

4 デジタル放送

(1) オランダ語地域

VRT が 2004 年 5 月に全地域向けのサービスを開始後、順次デジタル放送への移行が進み、2008 年 11 月にアナログ停波が完了した。

(2) フランス語地域

2007 年 11 月に RTBF による 3 チャンネルのサービスの開始後、2010 年にアナログ停波が完了した。DVB-T 規格を採用している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送は、オランダ語地域では VRT が 5 系統、フランス語地域では RTBF が 5 系統、ドイツ語地域では BRFB が 2 系統で放送を実施している。主な商業放送事業者は、オランダ語地域が Q-Music と 4FM、フランス語地域では Bel-RTL、Radio Contact、Radio Nostalgie 等で、主要都市ではローカル放送事業者も FM 放送を実施している。国際放送は、RTBF が「RTBF international」の名称でアフリカ、欧州向けにインターネット上のストリーミング・サービスを実施している。一方で VRT は、2012 年初めに国際放送サービスを停止した。

デジタルラジオは DAB 方式で 1997 年に開始され、RTBF が音声サービスや番組連動データ放送、データ・サービスを提供している。

2 テレビ

ケーブルテレビの普及率が高く、地上放送の直接受信世帯は 1%程度である。オランダ語地域では、VRT が二つのチャンネルを通じて、総合 een、青少年向け Ket Net+、ニュース専門の DE REDACTIE.be、ニュース中心の Canvas、スポ

ーツの **sporza** のブランドで番組放送を実施している。フランス語地域では、**RTBF** が総合 3 チャンネル (**La Une**、**La Deux**、**La Trois**) を放送している。

3 衛星放送

商業放送事業者 **TV Vlaanderen** がオランダ語地域、**TéléSAT** がフランス語地域でパッケージ・サービスを提供している。国内の有料放送普及率はほぼ 100% に近づいているが、ケーブル及び **IPTV** が主流で、衛星放送の直接受信世帯は 3.5% 程度である。

4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビの世帯普及率は 80% を超えていたが、**IPTV** 等の伸長により、2010 年前後からやや減少に向かっている。伝送路 (ケーブル) を提供する事業者と番組放送を行う事業者は分離されており、伝送路を運営する主な事業者には、**テレネット** 等がある。国内の地上放送のほか、外国の地上放送や衛星放送等も視聴できる。ケーブルテレビでのみ視聴可能な公共放送に、ドイツ語地域の **BRF** (1 チャンネル) や **RTBF** の教養番組専門放送 **Arte** がある。商業放送は **VTM**、**VIER** (オランダ語)、**AB3**、**RTL** (フランス語) 等が実施している。

V 運営体

1 公共放送事業者

(1) **VRT** (オランダ語)

URL : <http://www.vrt.be/>

幹部 : **Leo Hellemans** (社長 / **Managing Director**)

概要

オランダ語地域政府が全株式を所有する公共放送事業者で、収入の大半を政府交付金が占める。編集権は独立である。

ラジオ及びテレビチャンネルの運営のほか、多数の媒体に向けた専門番組の制作を実施しており、主なブランドに **sporza** (スポーツ中継)、**Dareactie** (ニュース) 等がある。また、主にフランドル地域の情報、文化及びスポーツ番組を制作、地上波を通さずケーブル、**IPTV**、衛星に配信される新チャンネル「**Op12**」を 2012 年 5 月に創設した。

(2) **RTBF** (フランス語)

URL : <http://www.rtbf.be/>

幹部 : **Jean-François Raskin** (総裁 / **President General Administrator/CEO**)

概要

フランス語地域政府が全資産を保有する公共放送事業者で、2014 年の収入の割合は、政府交付金が 75%、広告放送他が 25% である。

2010 年に衛星放送チャンネルを廃止したが、地上デジタル 1 チャンネルを新た

に設立した。RTBF のチャンネルはケーブルや IPTV でも配信されている。

(3) BRF (ドイツ語)

URL : <http://brf.be/>

幹部 : Toni Wimmer (総裁 / Director)

2 商業放送事業者

- ・ RTL TV1 (フランス語) : <http://www.rtlinfo.be/>
- ・ VTM (オランダ語) : <http://vtm.be/>

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 経済・中小企業・自営業者・エネルギー省

(通信 / I - 1 の項参照)

(2) ベルギー郵便電気通信庁 (BIPT)

(通信 / I - 2 の項参照)

2 標準化機関

ベルギー標準化事務局 (Bureau of Normalisation : NBN)

URL : <http://www.nbn.be/>

所在地 : Bureau de Normalisation Rue Joseph II, 40/6 1000 Brussels, BELGIUM

幹部 : Johan HAELTERMAN (事務局長 / President of the Management Committee)

所掌事務

経済・中小企業・自営業者・エネルギー省下の公益法人として、「2003年4月3日の標準化に関する法律 (Standardization Act of April 3, 2003)」に基づき、国内の工業製品の標準管理を所掌する。電気通信機器については、欧州標準に準拠して CENELEC、ETSI 等が作成した規格の国内への適用、外国製品の標準適合検査、認可及び登録を実施する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

ベルギーの無線周波数管理は、BIPT の電波政策課 (Frequency Management Department) が所掌し、周波数分配や周波数調整、周波数計画や周波数再編の

長期政策立案などを実施する。ただし、放送用周波数のチャンネル計画は、三つの言語（オランダ語、フランス語、ドイツ語）地域の放送規制機関がそれぞれ実施する。

周波数割当については、比較審査やオークションによる割当てが実施されている。BIPT は、周波数使用权の免許数が制限される場合（経済的価値の高い周波数の場合など）、利害関係者に対して公開諮問を実施し、事業者が合理的な要求を行った場合には、免許条件の見直しが行われる。そして、周波数割当の手続規定が策定された後、免許取得希望者の受付申請が開始される。BIPT は、免許申請を受けてから 6 週間以内に免許付与を行うが、国際的な周波数調整が必要な場合には、最大 8 か月間延長することができる。

BIPT は、ベルギー政府の要請に基づき、「790MHz-3400MHz 帯における無線アクセスの将来規則（Future regulation of wireless access in the 790MHz-3400MHz spectrum bands）」に関する報告書を 2010 年 2 月 11 日に公表、以下の政策課題の抽出と、それらに対する勧告が提言された。

- ・ モバイル・ブロードバンドの促進
- ・ 柔軟性のあるモバイル免許のあり方
- ・ アナログ跡地 800MHz 帯（790-862MHz）の再編
- ・ 適切な周波数の割当メカニズムのあり方
- ・ 2G 免許の更新
- ・ 4 番目の 3G 事業者の周波数割当審査
- ・ 2.5-2.7GHz 帯の周波数割当
- ・ 1.8GHz 帯での小電力 GSM 運用
- ・ マイクロウェーブ・リンクの電波利用料

また BIPT は、周波数が割り当てられたものの、実際には使用されていないケース（周波数の死蔵）があることから、長期間にわたり周波数が使用されない場合には、罰金を科すだけでなく免許の剥奪までも可能とする規則を制定するため、2014 年 1 月にコンサルテーションを開始した。ベルギーの商用周波数の配分量、割当量、使用量の状況は下表のとおり。

ベルギーにおける商用周波数の配分量・割当量・使用量の状況

商用周波数帯	周波数配分量	割当周波数量	使用中の周波数量
800MHz	60MHz	60MHz	0MHz
900MHz	70MHz	68MHz	68MHz
1.8GHz	140MHz	124MHz	94MHz
2.1GHz	140MHz	135MHz	90MHz

2.1GHz (アンペア)	20MHz	15MHz	0MHz
2.6GHz	185MHz	155MHz	0MHz
3.5GHz	180MHz	180MHz	100MHz
3.7GHz	0MHz	0MHz	0MHz

出所：BIPT

一方で BIPT は、CEPT 勧告など欧州域内における周波数調整に準拠することを目指し、新たな周波数を移動通信業務用に割り当てるための複数年にわたる中期計画を 2014 年 11 月に発表した。対象となる周波数には、700MHz、1.5GHz (1452-1492MHz)、2.3-2.4GHz 等が含まれる。700MHz 帯については、FDD バンドとして 2×30MHz (703-733/758-788MHz)、追加のダウンリンクとして 20MHz (738-758MHz) が配分され、ガードバンド (694-703MHz、788-791MHz) 及び FDD バンドのギャップ (733-738MHz) は PMSE (Program Making and Special Events)、PPDR (Public Protection and Disaster Relief)、M2M 等への利用が検討されている。

2 周波数オークション

(1) 3G

4 番目の 3G 免許 (1950.1-1964.9/2140.1-2154.9MHz) のオークションは、2011 年 6 月に実施され、唯一の入札者であったケーブルテレビ事業者のコンソーシアム Telenet-Tecteo Bidco (TTB) が、最低価格である 7,150 万 EUR で落札した。また同免許については、既存事業者との割当周波数量の格差を調整するため、900MHz 帯 (2×4.8MHz) と 1.8GHz 帯 (2×10MHz) が技術中立により割り当てられた。本割当に伴う電波利用料は、900MHz 帯が 1MHz 当たり 5 万 1,644EUR/月、1.8GHz 帯が 2MHz 当たり 5 万 1,644EUR/月。

しかし、TTB が免許期限が 2015 年から 2021 年までの間に失効する 900MHz 帯と 1.8GHz 帯を全く使用していないと 2013 年 12 月に BIPT へ申し出たこと、また、既存 3 事業者が保有し、2013 年から 2015 年にかけて失効する 900MHz 帯と 1.8GHz の免許の期限が、2021 年までに自動更新されたことを受けて、BIPT は 900MHz と 1.8GHz 帯のすべての免許を 2021 年以降に再割当する計画を 2014 年 1 月に発表した。

(2) 2.6GHz

2011 年 11 月には 2500-2690MHz 帯の 4G 向け周波数オークションが開催され、ベルガコム、BUCD BVBA、ベース、モビスターの通信事業者 4 社が落札した。落札総額は 7,779 万 EUR であった。BUCD BVBA は新規参入者で、TD-LTE を

推進する中国の基盤ベンダーDatang Telecom と、そのパートナーである中国移动が関係している。なお、Craig Wireless Belgium Inc.は落札することができなかった。

(3) 800MHz

BIPT は 800MHz 帯の周波数免許付与に関する IM (インフォメーション・メモランダム) を 2013 年 7 月 1 日に発表した。主な内容は以下のとおり。

- ・ 3 件の免許 (1 件当たり 2×10MHz 幅) が付与され、有効期限は 20 年。
- ・ オークション参加者は既存及び新規事業者が対象。1 社当たり 1 件の免許の取得に限られ、最低落札価格は 1 億 2,000 万 EUR。
- ・ 人口カバレッジは、既存の 2G 事業者に対して 6 年以内に 98% の実現が義務付けられているのに対し、新規参入事業者は 9 年以内に同一水準を実現。
- ・ 既存事業者が免許を落札した場合、新規参入事業者に対して国内ローミングサービスを提供する義務が課される。
- ・ 2.6GHz 帯の 2×15MHz を新規参入事業者の追加取得分として確保。

BIPT は 2013 年 11 月 12 日、800MHz 帯の周波数オークションを完了し、落札総額が 3 億 6,000 万 EUR であったと発表した。落札したのはベース、ベルガコム、モビスターの既存事業者 3 社であったが、3 件の免許に 3 社のみの入札だったため、各社は最低落札価格 1 億 2,000 万 EUR でそれぞれ落札した。

800MHz 帯は LTE サービスに使用される予定で、免許要件として下り平均通信速度 3Mbps 以上が各事業者に求められている。なお、モビスターが落札した周波数ロット (811-821/852-862MHz) は、3G サービスが十分に提供されていない市町村において、免許付与後 3 年以内に当該地域の人口の 98% 以上をカバーすることが義務付けられている。

ベルギーの 800MHz 帯オークションの落札結果 (2013 年 11 月)

落札者	落札周波数	落札額 (EUR)
ベース	791-801/832-842MHz (2×10MHz)	1 億 2,000 万
ベルガコム	801-811/842-852MHz (2×10MHz)	1 億 2,000 万
モビスター	811-821/852-862MHz (2×10MHz)	1 億 2,000 万

出所：BIPT

(4) 3.5GHz

BIPT は 2014 年 11 月、3.4-3.6GHz 帯 (3410-3500/3510-3600MHz) の免許割当に関する公開諮問を行った。当該帯域は FDD 方式向けに配分され、市町村単位の免許 (589 件) となっているが、一部の免許は期限が満了していた。BIPT

は 2015 年 2 月 27 日 に 、 3410-3500/3510-3600MHz 及 び 10150-10300/10500-10650MHz の周波数使用権の申請受付を開始したが、2015 年 3 月 27 日までの締切までに申請した事業者は Citymesh SA の 1 社のみであった。同社は 3430-3450/3530-3550MHz の免許を取得し、免許期間は 2015 年 5 月 7 日から 2025 年 5 月 7 日までの 10 年間で、13 都市（アントワープ、ブルージュ、ブリュッセルを含む）の免許を獲得した。当該帯域の年間利用料は、全国免許とした場合の料額 2 万 7,600EUR/MHz を基準に、各市町村の人口規模に応じて料額が決まる。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表 URL :

<http://www.bipt.be/en/operators/radio/frequency-management/frequency-plan/table/>